

藤沢市市営住宅条例の一部改正について  
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第8号中「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ア中「配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号」及び「配偶者暴力防止等法第5条」並びに同号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正され、同法による保護等の対象となる者の範囲が拡大されたことに伴い、市営住宅の入居者の資格について所要の改正をする必要による。